

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

小笠原建設株式会社  
山形県長井市九野本2217

2. 指名停止措置期間

平成27年3月20日から平成27年4月2日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

小笠原建設株式会社は、平成26年7月21日、山形県長井市発注の西根小学校校舎大規模改修工事において、屋上で作業していた作業員が転落して死亡する事故を起こした。この事故について、囲いや手すりを設けるなどの必要な危険防止策を講じなかったとして、平成27年1月8日、同社及び同社の現場代理人が、労働安全衛生法違反により長井簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については2週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件

（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

- 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070